

議事要旨(4) 包括利益の表示の取扱いについて

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、第 235 回企業会計基準委員会(平成 24 年 1 月 10 日)において事務局案を提示した包括利益の表示の単体財務諸表への適用について本日より派生論点を含めて審議されたい旨の説明がなされ、吉岡専門研究員より、審議事項(4)に基づいて、包括利益の表示（単体財務諸表への適用）のこれまでの審議の状況、単体財務諸表の包括利益の本表の表示に関する論点及びその派生論点、包括利益計算書の名称の変更に関する論点について具体的な説明が行われた。

委員からの主な発言内容は以下のとおりである。

(単体財務諸表における包括利益の表示等)

- ・単体財務諸表への適用は、本質的には表示の問題である。関係者の懸念も理解するが、ニーズがあるのであれば、任意適用も考えられる。

- ・単体財務諸表への任意適用についてニーズがある点は承知しているが、現在、単体のあり方について議論しており、当面は現状を維持し、単体財務諸表の本表での表示は任意でも行わない案を支持する。

- ・単体財務諸表に包括利益を表示することに対する懸念は、単体財務諸表に限るものではないのではないか。連結財務諸表で包括利益を表示することになった理由や背景を踏まえると、単体財務諸表にも一定の必要性があり、連結・単体が一致することも考えられる。任意適用の場合は、適用する会社と適用しない会社が存在することになり、複雑になるが、一方で、単体でもニーズがあるならば、適用を妨げる理由はないのではないか。ニーズの強さを検討していく必要がある。

- ・現況を踏まえると退職給付（ステップ 1）の検討と同様に、単体財務諸表の本表での表示は任意でも行わない案及び注記開示も求めない案を支持する。単体財務諸表における包括利益の表示については、退職給付（ステップ 1）と同様の問題があり、両者については共通の考え方に従った方向性を採るべきではないか。ただし、連結財務諸表非作成会社の対応と単体任意適用についての考え方を整合的に説明することは難しいのではないか。

- ・連結では、包括利益の表示は国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から行ってきたが、分配可能額及び課税所得の計算等我が国の制度上、重要な影響を与える可能性が

あるため、当面、単体財務諸表の本表での表示は任意でも行わない案及び注記開示も求めない案を支持する。

・単体財務諸表における包括利益の表示は、分配可能額や課税所得計算に影響する可能性があり、また、リサイクリングや利益概念に対する財務諸表作成者等の懸念が解消されていない点や、包括利益も利益として運用する以上、包括利益と経済活動との対応関係等、明確な概念に対する理解がされていない点を踏まえると、この問題は慎重に取り扱うべきである。このため、単体財務諸表の本表での表示は任意でも行わない案及び注記開示も求めない案を支持する

・本来、連結と単体は同じ会計基準が適用されるべきと考えるが、当面は現状を維持して、単体財務諸表では包括利益の表示は行わないことは、現状を踏まえると致し方ないと思っている。しかし、任意適用について、そのようなニーズがあるならば、妨げる理由はないと考えている。このため、単体財務諸表の本表での包括利益を任意で表示する案の方を推したいと考えている。また、退職給付のところでも指摘されたように、ニーズがあるかどうかは何らかの方法で確認するべきであると思う。他の制度上の制約により、会計基準が影響を受ける点を懸念している。誰かがアクションを取らない限り制度上の制約は無くないのだから、難しいことだとは理解しているが、制度上の制約を解決するべく努力していく必要がある。また、連結における包括利益計算書の導入は、単にコンバージェンスということだけではなく、情報の有用性があるからこそであり、単体での包括利益の表示が IR 上どこまで有用かも、単に可能性があると書くのではなく調査するべきではないのか。また、単体財務諸表の本表での包括利益を任意で表示する案を支持しており、任意適用した会社としない会社の情報開示の整合性を図ることになるため、注記開示を求める案を支持したい。

・コンバージェンスの観点や、包括利益情報はボラティリティーの情報を開示する意味もあり、連結だけでの適用ではあるが、包括利益会計基準が公表されたと理解している。財務諸表の利用者の観点から、単体で包括利益を表示しないことについて、依然としてしつくりこない点はあるが、包括利益会計基準が 2010 年 6 月に公表された際、1 年後を目途に単体財務諸表への適用を判断する旨が盛り込まれており、現時点でその判断が遅れている点を踏まえると、一定の判断を早めに示すことが最も重要ではないかと考えている。そうした制約を前提とすると、単体への包括利益導入に関して市場関係者全体のコンセンサスが十分得られていない現状では、包括利益の単体への扱いは、「当面、現状維持」と判断することが適切と考えている。またその場合、単体での包括利益の任意表示を認めるかとい

2

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

う論点については、任意の表示を認めた場合の比較可能性が損なわれる点や関連諸制度への影響を懸念する一方、単体財務諸表の包括利益情報は、現行の財務諸表からも集計が可能な点を踏まえると、単体財務諸表の本表での包括利益の表示は任意でも認めない案が適切と考えている。包括利益に関する情報の注記についても、同様に、単体財務諸表の包括利益情報は、現行の財務諸表からも集計が可能な点を踏まえると、注記を求めない案を支持する。

・包括利益の表示に係る単体への適用について、当初、財務諸表の表示の問題として議論が進められた。しかし、包括利益の取扱いはいりサイクリングや利益概念と密接に関係するものであり、単なる表示の問題ではないという強い意見が多数寄せられ、現状、改正を図ることにコンセンサスが十分得られていない状況にある。また、単体のあり方を含め、我が国の会計基準・開示制度全体のあり方については企業会計審議会で議論されており、退職給付（ステップ1）の議論と共通する点が多い。したがって、現在の状況を踏まえながら、整理していかなければならないと考える。個別財務諸表での情報ニーズの強さに関しては、包括利益情報が現行の財務諸表からまったく把握できないとなると大きな問題であるが、株主資本等変動計算書等を用いれば計算ができるのでその点も踏まえた検討は行っていく必要があると考える。現行の分配可能額の計算や課税所得の計算の基礎は当期純利益であるが、会計基準の改正により、どのような波及効果があるかも意識して検討を進める必要があると考える。更に、単体で包括利益を表示しない場合、貸借対照表の純資産の部の「評価・換算差額等」は、連結上は「その他の包括利益累計額」という名称になるが、単体で任意で表示を認めた場合には、単体上の純資産の部に「評価・換算差額等」で表示する会社と「その他の包括利益累計額」で表示する会社が混在することとなるので、この点についても検討を要すると考える。連結財務諸表非作成会社の取扱いと連結財務諸表作成会社の個別財務諸表での任意適用を分けて考える必要があるかどうかという点については、連結財務諸表で注記情報として開示を求めている組替調整や税効果に関する情報の取扱いなどをどのように考えるかによると考える。

（包括利益計算書の名称の変更）

- ・ 「包括利益計算書」の名称の変更については、純損益の重要性を明確にする意味でも「純損益及びその他の包括利益計算書」に変更することも考えられる。
- ・ 包括利益計算書の名称を変更する案を支持したい。単なる名称以上の深い問題を含意していると思う。包括利益がボトムラインで、これだけが業績を表しているという誤

解を解くためにも、名称は変更すべきだと思う。変更に伴う短期的な混乱（私には、
どういう混乱か理解できないが）よりも、変更からもたらされるベネフィットの方が
大きいので、長期的な観点から今変更すべきだと思う。なお、どのような名称
に変更すべきかは、これから検討すれば良い。

- IFRS の改正を踏まえて包括利益計算書の名称の見直しを検討するにあたっては、「損益
計算書」という名称は様々な法制度に影響するので、「損益計算書」の名称については
変更しないことを前提として、どのような名称がより適切か検討を進めるべきである
と考える。

以上